

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県消防学校規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県消防学校で教育訓練を修了した学生に対して表彰を行う者を見直す。

2 規則の概要

- (1) 知事及び校長（現行 知事）は、教育訓練を修了した学生のうち、品行が方正で成績が特に優秀であり、他の模範と認められる学生を表彰することができるものとする。
- (2) 施行期日は、公布日とする。